甲州市立塩山北小学校「学校いじめ防止基本方針」

「甲州市いじめ防止基本方針」に基づき,本校では「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1)基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ・いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Qー し調査を活用して、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通 じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめをやめさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
- ・発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童徒、児童養護施設の児童、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- •保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど、必要な啓発活動を進める。

②いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、意見箱の設置等、必要な措置を講じる。
- いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携するなどしてその 状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し児童の意識向上を図 るとともに、保護者への啓発を進める。
- インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり 得る等、重大な人権侵害に当たり重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育 の充実を図る等の必要な教育活動を促す。

(2) いじめ防止等に関する措置

①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。 〈構成員〉校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、特支 CD、SC、SSW、学級担任
- 〈活 動〉アンケート調査並びに分析、教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。いじめの事案に関する対処に関すること。 学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。
- 〈開催〉月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた 児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行 う。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「少なくとも三か月、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること」と「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の二つを満たしていることを確認し、解消とみなすが、以後も再発防止に努めていく。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講する。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有 するための必要な措置を講ずる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置する。
- ③ 当該事態の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。